

平成24年(2012年)2月10日



埼玉県報

第 2 3 6 2 号
平成 2 4 年 2 月 1 0 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [彩の国だより印刷業務に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [電子複写機用紙に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [川里広島土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [川里広島土地改良区の清算人就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [上福田土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [入間第二用水土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画及び定款の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [営業所の所在地が確知できない建設業者の公告\(建設管理課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [羽生市岩瀬土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [東松山市市の川特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [建築士の処分\(建築安全課\)](#)
- [県道新座和光線\(朝霞市泉水一丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道両神小鹿野線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道両神小鹿野線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [国道140号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道草加流山線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道草加流山線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [建築協定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [WTOに基づく一般競争入札の不調の公告\(経営管理課\)](#)
- [WTOに基づく一般競争入札の不調の公告\(経営管理課\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度\)4月・5月分の共同購入に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年二月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ヨルダン学園
- 三 代表者の氏名
江川 博基
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市大字根岸二百五十七番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児者、健常児者で援助を必要とする者に対し、「ふれあいと教育」を提供し、誰もが豊かに安全に成長できる地域社会を創造することで福祉や教育の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉県まちづくりサポーター協議会
- 三 代表者の氏名
松本 重男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市松葉町三丁目六番十一号
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、地域住民・行政・各種団体・企業・専門家などが連携・協働して、住民が主役のまちづくりを実現するため、まちづくりリーダー兼サポーターを育成し、持続的・主体的な地域づくりを推進することを目的とする。
（変更後）この法人は、埼玉県内における地域住民・行政・各種団体・企業・専門家などが連携・協働して、住民が主役のまちづくりを実現するため、まちづくりサポーターを育成し、持続的・主体的な地域づくりを推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人音楽カフェ
- 三 代表者の氏名
佐々木 大輔
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市緑町二丁目七番六 三百二号 佐藤ビル
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、音楽鑑賞会やコンサート、参加型の演奏体験など音楽活動に関する事業を行い、社会教育の推進及び文化芸術の振興、子供の健全育成に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約 2,330,000 部 × 12 回 (8 ページ × 8 回 ・ 12 ページ × 4 回)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)まで

(4) 納入場所

埼玉県県民生活部広聴広報課長が指示する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務を遂行するに当たり、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎3階総務部会議室 平成24年3月27日（火）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年3月26日（月）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年3月6日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年2月20日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Service Required:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 2,330,000 copies

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., March 26, 2012

In person: 10:00 a.m., March 27, 2012

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-9301,

Tel. 048-830-5780

告示

埼玉県告示第百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用紙 25,600箱 (A 4 判 23,800箱 B 4 判 400箱 A 3 判
1,400箱)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成24年4月5日(木)から平成25年3月31日(日)まで

(4) 納入場所

埼玉県庁各課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成24年4月4日（水）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年4月3日（火）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年3月13日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年2月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Papers for electronic copying machines: A4 size (23,800 boxes),
B4 (400 boxes), A3 (1,400 boxes)

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., April 3,
2012.

In person: 10:00 a.m., April 4, 2012

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第百二十五号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十四年六月十八日から六月二十六日までの間のうち主催者の指定する三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十四年十一月五日から十一月七日までの三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第百二十六号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十四年六月十八日から六月二十六日までの間のうち主催者の指定する三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十四年十一月五日から十一月七日までの三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市今泉（大谷北部第二土地区画整理事業地内）

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年九月二十八日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三万千十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二一五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八四・五立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社イトーヨーカ堂 午前九時から午後十一時

ホームック株式会社 午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 九か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年二月十日から平成二十四年六月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年二月十日から平成二十四年六月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川里広島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	新井良治	埼玉県鴻巣市広田二千九百七十六番地の一
同	関根勝良	同 二千六百九十七番地
同	細野清	同 三千八百十八番地
同	関根昌之	同 二千七百五番地
同	野本良夫	同 二千六百五十八番地
同	野口勝	同 二千四百六十八番地の口号
同	野本政男	同 三千三十一番地
同	関根一男	同 二千九百九十七番地の二
同	新井一也	同 三千四十九番地の三
同	萩原敏夫	同 二千九百二十番地の一
同	野村省治	同 二千八百九十五番地
同	萩原謹雄	同 二千七百八十三番地
同	新井敬士	同 三千九百十一番地
同	山中直治	同 三千六十六番地
同	関根一男	同 三千百十番地
同	藤井桃之助	同 関新田五百三十八番地
同	寺山悦夫	同 四百五十二番地
同	稲村晟	同 四百二十四番地

告示

埼玉県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十四年一月十七日に解散認可した鴻巣市川里広島土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
新井 良治	埼玉県鴻巣市広田二千九百七十六番地の一
関根 勝良	同 二千六百九十七番地
細野 清	同 三千八百十八番地
関根 昌之	同 二千七百五番地
野本 良夫	同 二千六百五十八番地
野口 勝	同 二千四百六十八番地の口号
野本 政男	同 三千三十一番地
関根 一男	同 二千九百九十七番地の二
新井 一也	同 三千四十九番地の三
萩原 敏夫	同 二千九百二十番地の一
野村 省治	同 二千八百九十五番地
萩原 謹雄	同 二千七百八十三番地
新井 敬士	同 三千九百十一番地
山中 直治	同 三千六十六番地
関根 一男	同 三千百十番地
藤井 桃之助	同 関新田五百三十八番地
寺山 悦夫	同 四百五十二番地
稲村 晟	同 四百二十四番地

告 示

埼玉県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上福田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	栗 原 義 一	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千七番地

告 示

埼玉県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十四年二月八日それぞれ認可した。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入間第二用水土地改良区

二 事務所の所在地

川越市

告示

埼玉県告示第百三十二号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社細田工務店	細田 佳生	北足立郡伊奈町大字小室八三〇番地
有限会社角新工務店	安部 由美子	上尾市中妻五丁目六番地の二
鈴木設備興業	鈴木 健祐	北本市本宿七丁目一四八番地
今井工務店	今井 裕	鴻巣市筑波二丁目八番二一号
有限会社トモコーポレーション	蒔苗 智久	さいたま市北区宮原町四丁目六二番地 一
永井建宅	永井 茂	さいたま市南区根岸三丁目三番二号
小幡工業	小幡 泉	蕨市塚越六丁目四番二号第二須賀ハイ ツ一〇六号

告示

埼玉県告示第百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八 十二 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

吉川市大字木売字井堀向道下四百十四番十一 外百三十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万六千六十立方メートル

告 示

埼玉県告示第百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により羽生市岩瀬土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

荒木 昭 次	羽生市大字小松千二百四十六番地一
岩崎 赫	羽生市大字上岩瀬二千七百三十七番地
川田 一之助	羽生市大字下岩瀬九百六十九番地
川田 身與留	羽生市大字下岩瀬八百二十八番地一
河田 利 作	羽生市大字上岩瀬千百七十八番地
木村 佐 吉	羽生市大字中岩瀬千五十五番地イ号乙
小嶋 誠 治	羽生市大字上岩瀬八百九十九番地
澤田 英 次	羽生市大字小松千二百二十番地一
諸井 道 雄	羽生市大字加羽ヶ崎三百四十六番地一

就任した理事の氏名及び住所

伊藤 正 男	羽生市大字小松千二百三番地一
入江 敦	羽生市大字中岩瀬七百四十五番地
入江 建 夫	羽生市大字中岩瀬七十二番地
柿沼 孝 明	羽生市大字上岩瀬二千六百八十八番地
柿沼 宜 男	羽生市大字桑崎四百八十五番地
川田 一之助	羽生市大字下岩瀬九百六十九番地
木村 佐 吉	羽生市大字中岩瀬千五十五番地イ号乙
洪澤 健 一	羽生市大字上岩瀬九百五十一番地
清水 親 夫	羽生市大字桑崎千三百五十番地
榎原 賢 二	羽生市大字中岩瀬千二百十二番地
奈良原 良 夫	羽生市大字下岩瀬四百六十四番地
諸井 道 雄	羽生市大字加羽ヶ崎三百四十六番地一

告 示

埼玉県告示第百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

平野 十四三	東松山市大字市ノ川八百十番地三
野口 眞一	東松山市大字市ノ川七百七十六番地
前田 実	東松山市加美町三番二十一号
鈴木 敏三	東松山市大字市ノ川八百十四番地四
伊藤 一久	東松山市加美町十一番十八号
大野 幸夫	東松山市加美町三番五十一号
小川 覚司	東松山市日吉町十二番二十号
小柳 昭治	東松山市加美町十一番十一号
島村 和一	東松山市大字市ノ川七百十二番地
長谷部 昌司	東松山市大字市ノ川八百十三番地四
藤井 忠興	東松山市加美町九番四号

就任した理事の氏名及び住所

平野 十四三	東松山市大字市ノ川八百十番地三
野口 眞一	東松山市大字市ノ川七百七十六番地
前田 実	東松山市加美町三番二十一号
鈴木 敏三	東松山市大字市ノ川八百十四番地四
伊藤 一久	東松山市加美町十一番十八号
小川 覚司	東松山市日吉町十二番二十号
島村 和一	東松山市大字市ノ川七百十二番地
西川 梅次	東松山市加美町十番六号
野原 政一	東松山市加美町十一番三十七号
長谷部 昌司	東松山市大字市ノ川八百十三番地四
平田 守一	東松山市大字市ノ川七百八十二番地九
藤井 忠興	東松山市加美町九番四号

告 示

埼玉県告示第百二十六号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 処分をした年月日
平成二十四年一月三十一日
- 二 処分を受けた建築士の氏名
和山 順二
- 三 処分を受けた建築士の別
二級建築士
- 四 処分を受けた建築士の登録番号
埼玉県登録第二二一六〇号
- 五 処分の内容
建築士の免許の取消し
- 六 処分の原因となった事実
建築基準法第二十条の規定に適合しない設計を行ったため

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>新座和光線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市泉水一丁目二〇九五番三地先から 同市泉水一丁目二〇九四番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年二月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年三月二十七日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二九・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 両神小鹿野線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	秩父郡小鹿野町両神薄字小倉 九八三七番一地从先から同町両 神薄字小倉九八一四番一地从先	区 間
二二・七〇	三・三〇	敷地の幅員 (メートル)
	三七九・五〇	延長 (メートル)
	地方特定道路(維持) 整備工事	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 一般県道

二 路 線 名 両神小鹿野線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	秩父郡小鹿野町両神薄字出原 九二四〇番一地从先から同町両 神薄字出原九二四一番一地从先	区 間
八・一〇	二・九五 三・四五	敷地の幅員 (メートル)
	三一・七〇	延長 (メートル)
	地方特定道路(維持) 整備工事	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

<p style="text-align: center;">百四十号</p>	<p style="text-align: center;">路線名</p>
<p style="text-align: center;">秩父市荒川上田野字原地一四三 四番二地先から同市荒川上田野 字錦一七五九番五地先まで</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の区間</p>
<p style="text-align: center;">平成二十四年二月十日</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の期日</p>
<p style="text-align: center;">○ ○メートル 延長二五五・ である。 一部供用開始 路予定区域の で告示した道 長告示第九号 士整備事務所 埼玉県秩父県 二月八日付け 平成二十年</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 草加流山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
外三五八五番三地先まで	八潮市大字八條字堤外三五八五番二地先から同市大字八條字堤	区 間
一五・九〇 二〇・六〇	一二・四〇 二〇・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
八・五二		延長 (メートル)
事 地方特定道路(改築)整備工		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>草加流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字八條字堤外三五八五番二地先から同市大字八條字堤外三五八五番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年二月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>八・五二メートル</p>	<p>備考 平成二十四年二月十日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号における道路区域の供用開始である。延長</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目四番二号 鳩山ニュータウン第10次建築協

定委員長 菅 原 光 夫

二 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四ノ十他九十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二番九号 鳩山ニュータウン第11次テラス

ハウス建築協定委員長 伊 草 護

二 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四ノ九百三十三他二十五区画

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十四年一月三十日

指令越建セ第二三〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成二十四年二月三日

越建セ第四一四一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面八百九十三番一、八百九十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野四百七十番地一

中溝 正樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十三年十月十四日

指令越建セ第二三〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十四年二月六日

越建セ第四一八一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松五丁目二百十四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝

告 示

埼玉県病院事業告示第三号

平成二十三年十一月十一日埼玉県病院事業告示第二十一号（埼玉県立がんセンター）で使用する電気一般競争入札公告）は、不調とする。

平成二十四年二月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

平成二十三年十一月十一日埼玉県病院事業告示第二十二号（埼玉県立精神医療センター）で使用する電気一般競争入札公告）は、不調とする。

平成二十四年二月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

告 示

埼玉県病院事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年二月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 339,900リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成24年5月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 13 - 3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 830 - 5985 (直通) ファクシミリ048 - 830 - 4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年3月27日(火)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年3月26日(月)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年3月27日(火)午前11時30分

なお、停電の影響で、開札日時を延期することがある。開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉

県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成24年3月13日(火)午後5時までに次のいずれかの方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年2月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延長し又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosine JIS(No.1) 339,900ℓ

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., March 27, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., March 26, 2012)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985